

平成 26 年 9 月 18 日

畠山健治 殿

ヤマト運輸株式会社

宮城主管支店

支店長 宮坂直孝



警 告 書

伝え聞くところによると、貴殿は、平成 26 年 10 月度の交番指定のうち、トライアングル便への就労を拒否しようとしているようであるが、かかる交番指定は、当社と貴殿との間における雇用契約に定められる範囲の業務指示権に基づくものであり、貴殿は、これに従うべきは当然の義務である。

それ故、貴殿がかかる業務命令に違反し、トライアングル便の交番を欠務した場合には、当社は、就業規則に即して厳正に対処せざるをえないので、予め警告する。